

# 定 款

令和4年 4月27日 作成

令和3年 5月16日 公証人認証

令和3年 5月20日 法人設立

一般社団法人

エポキシ樹脂技術協会

# 一般社団法人 エポキシ樹脂技術協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人エポキシ樹脂技術協会と称し、英文では、The Japan Society of Epoxy Resin Technology (略称「JSERT」)と表示する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 本法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、エポキシ樹脂工業一般に関する技術の進歩及び普及並びに産業の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) エポキシ樹脂に係る技術の紹介及び啓発
- (2) エポキシ樹脂製品に係る技術の紹介及び啓発
- (3) 講演会・研修会・セミナー等の開催
- (4) エポキシ樹脂とその製品に係る規格化・分析評価方法の研究
- (5) エポキシ樹脂とその製品の安全性の調査及び安全な取り扱いの啓発
- (6) 関係官庁、業界団体及び研究団体等との連絡・折衝・協力
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本法人の会員は、次の5種類とする。

- (1) 特別維持会員：本法人の維持と発展に特別の寄与をし、協力するため入会した法人及び団体。
- (2) 維持会員：本法人の維持と発展に協力するため入会した法人及び団体。
- (3) 正会員：本法人の目的に賛同して入会した法人及び団体。
- (4) 特別会員：エポキシ樹脂関連技術の発展に貢献している者で、理事の推薦により、理事会の承認を得て入会した個人。
- (5) 名誉会員：本法人の維持と発展に多大の功績を有する者で、理事の推薦により、理事会の承認を得て入会した個人。

2 本法人は、前項第1号、第2号、第3号及び第4号の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会等）

第6条 入会を希望する法人又は団体は、社員総会において定める入会基準に基づき、入会申込書又はその電磁的記録に必要事項を記載又は記録して会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 特別会員及び名誉会員として入会を希望する個人は、社員総会において定める入会基準に基づき、理事による推薦を受けた後、入会申込書又は電磁的記録に必要事項を記載又は記録して会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

3 特別維持会員、維持会員及び正会員は、その法人又は団体に所属する者から本法人に対する代表者として権利を行使する者（以下「会員代表者」という。）1名を定め、会長に届け出なければならない。

4 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

5 会員が、会員の種別を変更しようとするときは、別に定める変更届を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（入会金及び会費）

第7条 特別維持会員、維持会員及び正会員は、その種別に応じ、社員総会において定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納付しなければならない。

（退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める書面又は電磁的記録をもって会長に届け出ることにより、いつでも本法人を退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

(1) 本法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。

(2) 本法人の名誉を損なう行為のあったとき。

(3) 本法人の目的に反する行為を行ったとき。

(4) その他除名すべき正当な事由のあるとき。

2 前項の規定により会員を除名するときは、その決議を行う社員総会の日から1週間前までに、当該会員に対してその旨を通知し、その社員総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会員の資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 解散又は破産したとき。
- (5) 会費等を滞納し、督促後もなお6ヶ月以上納付しないとき。
- (6) 除名されたとき。

2 前項第5号の規定により会員の資格を喪失した法人又は団体は、その資格を喪失した日から6か月以内に滞納した会費等を納付することにより、その有していた会員の資格を回復することができる。

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、第5条第1号、第2号、第3号及び第4号の会員（以下「社員」という。）をもって構成する。

(社員総会の決議事項)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任。
- (2) 入会の基準及び年会費の金額の決定。
- (3) 各事業年度の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認。
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認。
- (5) 定款の変更。
- (6) 主要財産の管理及び処分に関する事項。
- (7) 重要な組織の設置、変更及び廃止。
- (8) 会員の除名。
- (9) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡。
- (10) 解散及び残余財産の処分。
- (11) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項。

(開催)

第13条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号に該当するときに開催する。

- (1) 理事会が開催を決議したとき。
- (2) 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員から会議の目的事項及び招集の理由を示して請求のあったとき。

(招集)

第14条 定時社員総会及び前条第3項第1号による臨時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号による請求があったときは、30日以内に社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって、社員全員に対して、開催日の1週間前までに招集通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、開催日の2週間前までに発するものとする。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により副会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項に関する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他法令で定められた事項

3 第13条第3項第2号による臨時社員総会においては、あらかじめ提案された目的事項のみを議題とし、決議することができる。

(議決権の代理行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使をすることができる。

2 前項の場合、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を本法人に提出しなければならない。

3 第1項の社員総会に出席できない社員は、前項の代理権を証明する書類の提出に代えて、本法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 第1項に基づき議決権の行使をした社員は、社員総会に出席したものとみなす。

(運営規則)

第19条 社員総会の運営に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、次の各号及び法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及びその総会に出席した社員のうちから選出された議事録署名人2名が署名もしくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

- (1) 会議の日時、場所、目的及び会議の名称
- (2) 総社員の数及び定足数
- (3) 出席した社員の数（代理人により議決権の行使をした社員を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

## 第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上25名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち2名以内を副会長とすることができる。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事は、特別維持会員若しくは維持会員の会員代表者又は特別会員のうちから、社員総会の決議によって選任する。

2 監事は、社員総会の決議によって選任する。

3 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 監事は、本法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令に定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして法令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(常勤理事)

第23条 本法人は、特定の業務を専属的に遂行するため、常勤理事を置くことができる。

2 常勤理事は、理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。

3 常勤理事が行う業務の内容は、理事会において決定する。

(会長・副会長・理事の職務及び権限)

第24条 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたるときは、あらかじめ理事会において定めた順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、社員総会において監査の結果を報告するほか、社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べるために必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期が満了するときまでとする。

3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期が満了するときまでとする。

4 会長であった理事（前任の会長が任期中に退任したことにより補欠として会長に選定された理事を除く。）が任期を連続して理事に再任された場合において、当該理事の会長への再任は1度に限るものとする。副会長であった理事の副会長への再任についても同様とする。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

2 理事及び監事の解任決議を行うときは、当該理事及び監事に予め通知するとともに、解任の決議を行う社員総会において、当該理事及び監事に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために必要な経費は本法人が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める常勤理事の報酬等に関する規定にしたがって算定した額を報酬として支給することができる。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引
- (3) 本法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引。

2 前項各号の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第30条 本法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問の設置)

第31条 本法人に、任意の機関として、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、会長が必要と認めるときは理事会に出席して意見を述べる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために必要な経費は本法人が負担するものとする。

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職
- (4) 常勤理事の選定及び解職
- (5) 顧問の選任及び解職
- (6) 社員総会の日時及び場所並びに総会の目的である事項等の決定
- (7) 規則の制定、変更及び廃止
- (8) 第30条に定める責任の免除

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第30条に定める責任の免除

(開催)

第34条 本法人の理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、原則として年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第101条第2項に基づき、会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があったときは、あらかじめ理事会が定めた順序により副会長が招集する。

4 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所及び目的である事項を、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があったときは、あらかじめ理事会が定めた順序により副会長がこれに当たる。

3 前条第2項及び第3項によって招集された臨時理事会においては、出席理事の中から議長を選任する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会運営規則)

第41条 理事会の運営に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第7章 資産及び会計

(資産の管理)

第42条 本法人の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議により定める。

(事業年度)

第43条 本法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、事業計画書及び収支予算書について社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、事業年度の開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書について社員総会の承認を受けることができない場合は、理事会の決議によって予算を執行することを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から3ヶ月以内に社員総会の承認を得なければならない。
- 3 前項に基づく社員総会の承認を得るまでの間に行う予算の執行は、当該事業年度の直前の事業年度における予算の執行の例によるものとする。
- 4 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類についてはその内容を定時社員総会に報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項各号の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第46条 本法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第48条 本法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は重要な一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 本法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由により解散するほか、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって解散することができる。

(残余財産の帰属)

第50条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会

(委員会)

第51条 本法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員又は有識経験者の中から理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

(事務局)

第52条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(帳簿等の備え置き)

第53条 本法人の主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可及び登記に関する書類
- (5) 社員総会の議事録
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類並びにそれらの附属明細書
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第55条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第12章 公告方法

(公告方法)

第56条 本法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。